

令和7年度 運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

株式会社東横インバスは、輸送の安全確保のため、安全最優先・法令遵守・継続的改善を推進し、全社員が一丸となって安全で快適な輸送の実現に取り組んでまいります。

《 安全方針 》

◇ 安全最優先

◇ 法令及び規則の遵守

- ・ お客様に「安全」「安心」「快適さ」を提供します
- ・ 全社員が安全の推進と継続的改善に取り組めます

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 代表者は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全確保に主導的な役割を果たします。また、事業所における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させます。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、確認及びこれに基づく改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直し、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めます。また、輸送の安全に関する情報については、積極的に公表します。

2. 輸送の安全に関する重点施策

- (1) 全社員に輸送の安全確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めます。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを的確に実施します。
- (6) 以上の安全方針、重点施策は一般貸切旅客自動車運送事業を営む山梨営業所はもちろん、令和6年4月に特定旅客自動車運送事業の営業を開始した静岡営業所も令和7年1月に一般貸切旅客自動車運送事業の認可を取得しましたので同水準の具体的な措置を実施します。

3. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

		人身事故	対物事故	自損事故	合 計
令和 6 年度	目 標	0	0	0	0
	実 績	0	1	2	3
令和 7 年度	目 標	0	0	0	0

(注：当社基準による有責事故数)

4. 自動車事故報告規則第 2 条に規定するバス事故に関する統計

		人身事故	物損事故	健康起因	車両故障
令和 6 年度	目 標	0	0	0	0
	実 績	0	0	0	1
令和 7 年度	目 標	0	0	0	0

5. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置

- (1) 経営トップ及び安全統括管理者による安全方針浸透、設備投資
 - ・ 経営トップ及び安全統括管理者は随時、現場の運行管理状況等の総点検及び点呼立会並びに会社の安全に関する基本的な方針、重点施策について訓示を行ない、社内周知に勤しむことで絶えず輸送の安全確保に努めます。
 - ・ 設備投資については令和 6 年度に山梨営業所に大型バス 1 両及びコンピューターバス 1 両を新規導入し 5 両。静岡は既存の大型バス 1 両、中型バス 2 両に小型バス 2 両、コンピューターバス 1 両の導入を加えた 6 両体制。引き続き、両営業所あわせて 1～2 両の増強を計画するなど必要な投資を行います。
- (2) 安全確保のためのコミュニケーション
 - ・ 輸送の安全確保に関し、代表取締役、安全統括管理者及び統括運行管理者等が従業員の声に耳を傾ける仕組みや機会を設け、現場での運行管理に関する問題点、改善要望等を把握したうえで、PDCA サイクルに則って不断に安全管理の改善に努めます。定期的に安全対策会議を開催し、進捗状況を確認します。
- (3) 事故防止啓蒙活動
 - ・ 春、秋に行われる全国交通安全運動、夏季の輸送安全総点検及び年末年始の輸送安全総点検による事故防止運動に際し対象期間における事故防止運動を実施し、無事故に対する全社的な意識の高揚に努めます。事故が発生した場合、軽微な事故も原因を究明して再発防止策を講じ、全社的に周知・徹底します。
- (4) 重点事項を柱に安全運転の徹底
 - ・ 毎月、バスの運転に関する安全スローガンを定め、常時掲示するとともに乗務前点呼の際に運転士に確認し、安全運転の意識の浸透を図っています。スローガンは、日々変化する道路・交通状況を考慮し、適切な時期に的確な事項を定めていきます。
- (5) ヒヤリハット情報の収集と共有

- ・ 随時、全運転士に呼びかけ、ヒヤリハット情報を収集、有効活用を図ります。現在、ヒヤリハットした直後にできる限り運転士から無線連絡等を受け、事後の用紙での報告だけでなく、ドライブレコーダー画像を記録、保存するようにしています。この取り組みを継続、強化し、当該運転士への指導に役立てるとともに、社内研修会等を通じて全運転士間に情報の共有化を図ります。適切な教材の活用も含め、事故防止の教育に役立てます。

(6) 健康管理の推進

- ・ 運転士を対象に年齢に応じて脳 MRI 健診を定期的に行うほか SAS（睡眠時無呼吸症候群）簡易検査の継続検討など、通常の定期健康診断に加えて健康管理に力を入れます。

6. 輸送の安全に関する情報の伝達体制、その他の組織体制

別紙の「株式会社東横インバスの安全管理体制組織並びに事故・災害時の報告体制」の通りとなります。

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、計画

(1) 運転士

- ①全運転士対象に年間教育計画に沿って事故防止の教育
- ②新入運転士入社時に座学・走行訓練・添乗指導を通じて安全教育
- ③毎月1回、全運転士を含め社員対象の社内研修会ないし乗務員教育教材のEラーニング等を実施
- ④自動車事故対策機構による運転士の適性診断及び初任者適性診断結果に伴う個別指導。高齢者以外も3年に1回、適性診断の活用を引き続き進めます。

(2) 運行管理者・整備管理者等

- ①自動車事故対策機構による運行管理者基礎講習及び一般講習の受講
- ②安全統括管理者、統括運行管理者等による、運行管理者、整備管理者等に対する教育の実施、運行管理者向けDVD教材の活用
- ③国土交通省による整備管理者研修及び整備管理者選任前研修の受講
- ④国土交通省、自動車事故対策機構等による安全講習会等の受講
- ⑤その他、必要に応じて安全マネジメントに関する研修・講習の受講

8. 輸送の安全に係る内部監査の結果とそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置

令和6年度は、「年末年始の輸送等安全総点検」期間中の令和6年12月26日に実施した輸送の安全に係る自主点検に安全統括管理者（代表取締役）が立ち会って、点検結果を確認しました。令和7年2月17日には内部監査担当者が代表取締役に安全に対する考え方・取り組みを確認しました。これらを通し、掲げる安全方針を究極の目標として輸送の安全確保に取り組んでおり、安全管理体制は概ね機能していることを確認しました。令和7年度も実施予定です。

9. 安全管理規程

別紙の「安全管理規程」の通りとなります。

10. 安全統括管理者に係る情報

安全統括管理者 代表取締役・山本 将巳（令和5年6月29日～）

以 上